

福岡空港事務所からのお知らせ

福岡空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（右の図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さを制限する表面（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）が設定されています。（法律：航空法第49条）

この表面を「制限表面」といい、制限表面を突出する物件を設置することは法律で原則禁止されております。

福岡空港周辺において、物件等の設置や工事用クレーンを使用する際は、事前にインターネット上（下記URL）の「福岡空港高さ制限回答システム」において、高さ制限を突出していないかご確認をお願いいたします。

「福岡空港高さ制限回答システム」

<https://secure.kix-ap.ne.jp/fukuoka-airport/>

なお、物件等には、建物（アンテナ・避雷針など屋上に付属する突起物を含みます）・工事用のクレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

また、制限表面の種類が進入表面、延長進入表面または転移表面となっている区域において、物件等の設置（例：建物の新築・建て替え・改築、またそれに伴う工事等）を予定されている場合は、高さにかかる詳細なご説明をさせていただきますので、福岡空港事務所までご連絡ください。

航空の安全確保を図っていくため、みなさまのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の大阪航空局 福岡空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先

国土交通省 大阪航空局 福岡空港事務所

TEL 092-621-2221

FAX 092-621-3063

福岡空港の制限表面区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平成18総復、第819号）」